

## 昭和四十一年政令第五号

石油ガス税法施行令

内閣は、石油ガス税法（昭和四十年法律第二百五十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

(定義等)

第一條 この政令において「石油ガス」、「自動車」、「自動車用の石油ガス容器」、「石油ガスの充てん場」、「保稅地域」、「課稅石油ガス」、「石油ガスの充てん者」又は「石油ガスの充填業」とは、それぞれ石油ガス税法（以下「法」という。）第二条、第三条、第四条第一項又は第五条第八項に規定する石油ガス、自動車、自動車用の石油ガス容器、石油ガスの充てん場、保税地域、課稅石油ガス、石油ガスの充てん者又は石油ガスの充填業をいう。

2 法第二条第三号に規定する政令で定める容器は、その内容積が二百リットル以下である容器（当該容器の所有者が、財務省令で定めるところにより、その容器が自動車に取り付けられないものであることにつき、その容器に石油ガスを充填する場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、かつ、当該承認を受けた旨の表示をしたものを除く。）とする。

3 税務署長は、前項の承認を受けようとする容器が自動車に取り付けられないものであることの確認ができることその他石油ガス税の保全上不適当と認める事情があるときは、その承認をしないことができる。

4 税務署長は、第二項の承認をした場合において、その承認に係る容器が自動車に取り付けられたことその他石油ガス税の保全上不適当と認める事実が生じたときは、その承認を取り付け消すものとする。（石油ガスの充填を引き続き行わないこととなる申請等）

第二條 法第五条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充填を引き続き行わないこととなつた日から七日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所（住所がない場合には、居所。以下同じ。）及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

第一条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。（以下同じ。）

二 石油ガスの充てん場であつた場所の所在地

三 当該充填を引き続き行わないこととなつた

四 当該充填を引き続き行わないこととなつた

五 前号に掲げる課稅石油ガスの移出完了まで

六 申請の理由

2 税務署長は、法第五条第四項ただし書の承認をする場合には、当該承認の申請者に対し、その旨及び同条第五項に規定する期間を記載した書類を交付するものとする。

第三條 法第八条ただし書に規定する政令で定められる場合は、法第六条第二項の規定に該当する場合その他の他法第八条本文の規定により難い場合として財務省令で定める場合とし、これらの場合における石油ガス税の納稅地は、これらの場合に該当することとなつた時における当該石油ガスの充てん者の住所の所在地とする。

第四條 課稅石油ガスで容量により計量される量（容量により計量されている課稅石油ガスの重量の計算）

2 税務署長は、法第九条第一項に規定する重量は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法（以下「計算方法」といいう。）により計算した重量とする。

一 当該課稅石油ガスにつき、液比重、当該液比重の測定の時の温度及び次に掲げるいずれかの事項が明らかな場合で、次項の規定による承認を受けているとき、温度十五度における当該課稅石油ガスの液容量及び液比重により計算する方法

二 前号の場合に該当しない場合

1 税務署長は、前項第一号の計算方法によつて、その承認に係る石油ガスの充てん場が第三項第一号又は第三号に該当することとなつたときは、その承認を取り消すことができる。

2 第一項第一号の計算方法は、第二項の承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

3 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

4 第一項第一号の計算方法は、第二項の承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

5 第一項第一号の計算方法は、第二項の承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

6 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

7 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

8 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

9 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

10 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

11 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

12 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

13 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

14 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

15 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

16 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

17 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

18 第一項第一号の計算方法によつて、その承認を受けた者が当該承認のあつたことを知つた日の属する月の翌月一日以後に当該承認に係る石油ガスの充てん場から移出する課稅石油ガスについて適用するものとする。

記載した申請書を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に提出して、その承認を受ければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人番号

二 石油ガスの充てん場の所在地及び名称

三 比重計、温度計その他の測定器具の備付けの状況

四 その参考となるべき事項

5 前号に掲げる課稅石油ガスの移出完了まで

6 申請の理由

7 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

8 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

9 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

10 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

11 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

12 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

13 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

14 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

15 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

16 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

17 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

18 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

19 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

20 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

21 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

22 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

23 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

24 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

25 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

26 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

27 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

28 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

29 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

30 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

31 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

32 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

に対し、その旨を書面で通知するものとする。第五項の規定により承認を取り消す場合も、また同様とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合

二 石油ガスが輸出のため外国航路若しくは航空航路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所轄税関が証明した書類、当該事實を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類又は当該課稅石油ガスが外国に陸揚げされたことを証明した書類に基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

三 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該課稅石油ガスの重量

四 その参考となるべき事項

5 前号に掲げる課稅石油ガスの重量

6 申請の理由

7 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

8 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

9 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

10 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

11 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

12 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

13 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

14 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

15 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

16 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

17 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

18 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

19 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

20 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

21 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

22 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

23 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

24 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

25 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

26 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

27 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

28 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

29 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

30 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

31 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

32 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認をするときは、その申請者

に対し、その参考となるべき事項

二 亡失の年月日、場所、原因その他亡失の事実に關し参考となるべき事項

三 亡失した課稅石油ガスの重量、移出の年月日、移出先その他當該亡失した課稅石油ガスに關し参考となるべき事項

4 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録



四 届出の理由	五 法第十二条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日
六 その他参考となるべき事項	第十一条 法第十三条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その引き取りに係る課税石油ガスの特定用途免税の手続
七 申請者の住所及び氏名又は名称	第十二条 法第十五条第三項の承認を受けようとするとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をすることができなくなつたことにつき正確な理由があることを証する書類を添付して、これを当該税務署長に提出しなさい。
八 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人名	一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人名
九 当該石油ガスの充てん場の所在地及び名称	二 当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地及び名称

十 第一条 削除 (販売代金領收不能の場合の承認申請等)	十一 第一条 削除 (販売代金領收不能の場合の承認申請等)
十二 第十二条 法第十五条第三項の承認を受けようとするとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をすることができなくなつたことにつき正確な理由があることを証する書類を添付して、これを当該税務署長に提出しなさい。	十三 第十二条 法第十五条第五項の承認を受けようとするとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。
十三 第十三条 法第十五条第五項の承認を受けようとするとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。	十四 第十三条 法第十五条第七項に規定する政令で定めた課税石油ガスの販売代金の領収をすることによる相続分の指定の規定による相続分及び相続(包括遺贈を含む。以下この号において)により得た財産の価額(個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人の相続人との統柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額)
十四 第十四条 法第十五条第七項に規定する政令で定めるところにより計算した重量は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。	十五 第十四条 法第十五条第三項に規定する政令で定めた課税石油ガスの重量(石油ガス税を免除されるものの重量を除く。次号において同じ)につき、当該課税石油ガスを石油ガスの充てん場から移出した日において適用された石油ガス税の税率により計算した金額(当該金額のうち、他の法律の規定により控除又は還付を受ける石油ガス税額に相当する金額を除く。同号において同じ)。
十五 第十五条 法第十五条第三項の承認を受けようとする者は、直ちに次に掲げる事項を記載した書類を当該引取先の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。	十六 第十五条 法第十六条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十六 第十六条 法第十六条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	十七 第十六条 法第十六条第二項に規定する申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
十七 第十七条 法第十七条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	十八 第十七条 法第十七条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
十八 第十八条 法第十八条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	十九 第十八条 法第十八条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
十九 第十九条 法第十九条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	二十 第十九条 法第十九条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
二十 第二十条 法第二十条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	二十一 第二十条 法第二十条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十一 第二十一条 法第二十一条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	二十二 第二十一条 法第二十一条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
二十二 第二十二条 法第二十二条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	二十三 第二十二条 法第二十二条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
二十三 第二十三条 法第二十三条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	二十四 第二十三条 法第二十三条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
二十四 第二十四条 法第二十四条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	二十五 第二十四条 法第二十四条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
二十五 第二十五条 法第二十五条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	二十六 第二十五条 法第二十五条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三	当該課税石油ガスの仕出国名
2	法第十七条第二項に規定する政令で定める事項は、前項各号に掲げる事項及び当該引取りに関する参考となるべき事項とする。
3	第十五条第二項、第三項及び第五項の規定は、法第十七条第一項に規定する申告書（同条第三項の場合に限る）を提出するべき事項とする。
	者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。この場合において、第十五条第二項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「含む」以下この号において同じ」とあるのは「含む」と、「価額（個人番号を有しない者については、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続により得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。
	（納期限の延長についての担保の提供）

第十八条	法第二十条第一項の規定による担保は、当該税務署長に対し、又は当該税務署長の税務署長に対して提供するものとする。
	（担保の期限等）

第十九条	国税庁長官、国税局長、税務署長又は税關長は、法第二十一条第一項の規定により担保の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定しなければならない。
	（開廈等の申告）

第二十条	法第二十三条第一項前段の申告をしてようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を当該税務署長に提出しなければならない。
	（住所及び氏名）

二	石油ガスの充てん場の所在地及び名称
	（構造を示す図面）

四	石油ガスの貯蔵及び充填設備の詳細
	（開廈等の申告）

五	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

六	その他参考となるべき事項
	（開廈等の申告）

2	石油ガスの充てん者は、石油ガスの充填業を廃止し、又は休止した場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を当該税務署長に提出しなければならない。
	（開廈等の申告）

3	石油ガスの充填業を開始しようとする年月日
	（開廈等の申告）

2	石油ガスの貯蔵及び充填設備の詳細
	（開廈等の申告）

3	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

4	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

5	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

6	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

7	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

8	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

9	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

10	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

11	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

12	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

13	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

14	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

15	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

16	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

17	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

18	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

19	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

20	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

21	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

22	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

23	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

24	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

25	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

26	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

27	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

28	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

29	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

30	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

31	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

32	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

33	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

34	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

35	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

36	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

37	石油ガスの充てん場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
	（開廈等の申告）

38	石油ガスの充てん場の敷地の
----	---------------

三条第一項の申請書、新令第五条第二項の書面又は新令第六条の書類について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前の石油ガス税法施行令（以下「この項において「旧令」といいう。）第二条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の申請書、旧令第五条第二項の書面又は旧令第六条の書類については、なお従前の例による。

新令第十五条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に提出する石油ガス税法第十六条第一項の申告書について適用し、同日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。

### 附 則（平成三〇年三月三一日政令第一三九号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和二年三月三一日政令第一一八号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和四年三月三一日政令第一四三号）

（施行期日）  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の石油ガス税法施行令第五条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に石油ガスの充てん者（石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する石油ガスの充てん者をいう。）が輸出する目的でその石油ガスの充てん場（石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する石油ガスの充てん場をいう。）から移出する課税石油ガス（石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する課税石油ガスをいう。）に係る石油ガス税法施行令第五条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

#### 附 則（令和五年三月三一日政令第一四一号）

#### （施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の石油ガス税法施行令（以下「新令」という。）第二十一条第五項の規定は、この政令

令の施行の日以後に課税石油ガス（石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する課税石油ガスをいう。以下同じ。）を石油ガス税法施行令第七条第一項に規定する保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る課税石油ガスにつき閑税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。）が新令第二十一条第四項に規定する輸入の許可を受ける課税石油ガスにつき同項ただし書の規定を適用する場合について適用する。